

群馬大学大学院医学系研究科教員選考規程

	平成28. 3. 15	制 定
改正	平成29. 4. 1	平成29. 4. 18
	平成29. 10. 17	平成29. 12. 19
	平成30. 4. 1	令和 2. 9. 15
	令和 3. 9. 21	令和 4. 2. 10

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科又は医学部附属病院の主担当を命ぜられる教員の選考は、国立大学法人群馬大学教職員任免規則及び国立大学法人群馬大学大学教員の資格に関する規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、専任の講師（以下「講師」という。）、及び助教をいう。

2 この規程において「基礎系」とは、基礎・基盤医学領域の専攻分野をいう。

3 この規程において「臨床系」とは、臨床医学領域の専攻分野並びに医学部附属病院の診療科、中央診療施設、診療支援部門、薬剤部、医療の質・安全管理部及び先端医療開発センターをいう。

(基本方針)

第3条 教員の選考は、国立大学法人群馬大学人事の方針に則り、臨床、研究及び教育の分野で優れた指導者を確保するため、候補者の人格、教育・研究実績、指導能力、専攻分野における知識・経験並びに社会活動等に基づき総合的に行う。

2 臨床系の教員の選考にあたっては、診療等の実績を考慮する。

3 教員選考は、公募を原則とする。

4 教授及び准教授の選考に際しては、医学系研究科における研究指導教員及び授業担当教員の適格審査を、講師の選考に際しては授業担当教員の適格審査を併せて行う。

5 助教の選考に際しては、医学系研究科の教員として相応しいか否かを審査する。

第2章 教授の選考

(選挙管理委員会の設置)

第4条 医学系研究科教員会（以下「教授会」という。）は、第6条第2項及び第12条第1項第5号に規定する選挙を公正に行うため、選挙管理委員会を設置するものとする。

2 選挙管理委員会については、別に定める。

(選考委員会の設置)

第5条 教授会は、教授選考の必要が生じた場合、速やかに教授候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

(選考委員会の組織等)

第6条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 教授会から選出された教授 4人

(2) 医学系研究科以外の者（学内者の場合は教授に限る。）数人（ただし、原則、学外者を1人以上含めなければならない。）

2 前項第1号の委員は選挙により選出するものとし、基礎系教授委員、臨床系教授委員を、それぞれ1人以上、選出しなければならない。

3 次の各号に掲げる者は、第1項第1号の委員になることができない。

(1) 医学系研究科長、医学部附属病院長及び選挙管理委員会委員

(2) 退職予定日が教授被推薦者の任用予定日より前である者

(3) 選考委員会の委員を2以上兼ねている者

(4) 教授候補者になった者

(5) 教授候補者の推薦者

(6) 教授候補者と同一の講座等に所属している者

(7) その他医学系研究科長が不相当と認める者

4 次の各号に掲げる者は、第1項第2号の委員（以下「外部委員」という。）になることができない。

(1) 教授候補者の推薦者

(2) 教授候補者と同一の講座等に所属している者

(3) その他選考委員会委員長が不相当と認める者

5 委員の任期は、執行役員会議において、教授被推薦者が、教授予定者として決定された日までとする。

6 委員は、教授選考において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

7 第1項第1号の委員で構成される選考委員会は、外部委員を選考し、医学系研究科長に推薦をする。

8 医学系研究科長は、前項の推薦に基づき、外部委員としてふさわしいと認められる場合は、外部委員を委嘱する。

9 選考委員会は、外部委員の委嘱後、当該委員の選考理由等を教授会に報告する。

（委員長）

第7条 選考委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員の互選により定める。ただし、委員長は他の選考委員会の委員長を兼ねることができない。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（会議）

第8条 会議は、原則として、第6条第1項第1号の委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴く

ことができる。

(選考委員会の任務)

第10条 選考委員会は、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 選考方針の策定に関すること。
- (2) 教授候補者の募集に関すること。
- (3) 教授候補者の経歴、業績、人格、識見、健康等の調査に関すること。
- (4) 教授候補者による講演会の企画・実施に関すること。
- (5) 教授候補者の選考資料作成に関すること。
- (6) 最終候補者の選出に関すること。
- (7) 有権者を対象に行う教授候補者選挙における説明会の実施に関すること。

2 前項第3号、第5号及び第6号の任務遂行にあたっては、外部委員を加えなければならない。

3 選考委員会は、委員長選出までの選考委員会、最終候補者選出時の選考委員会、教授候補者による講演会及び教授候補者選挙における説明会の際に、医学系研究科長の出席を求めなければならない。

(教授会への報告)

第11条 委員長は、選考経過を逐次教授会に報告する。

(教授被推薦者の決定)

第12条 教授候補者の選考は、次のとおり行うものとする。

- (1) 選考委員会は、教授候補者6人程度を選考した時点で教授会に報告するとともに、意見を聴取し、教授候補者の適格性を確認する。
- (2) 選考委員会は、前号における意見を踏まえ最終候補者4人以内を選出し、教授会の承認を得るものとし、承認が得られない場合には、前号の教授候補者の中から再度、最終候補者4人以内を選出し、教授会の承認を得る。
- (3) 選考委員会は、医学系研究科の担当を命ぜられた教授(医学系研究科又は医学部附属病院の担当を命ぜられた教授であって理事に任命されている者を含む。)を対象として最終候補者による講演会を実施する。
- (4) 選考委員会は、教授候補者選挙の選挙権を有する者を対象として教授候補者選挙における説明会を実施し、第10条第1項第3号の調査結果を報告する。
- (5) 教授会は、最終候補者の中から選挙により教授被推薦者を選出する。
- (6) 医学系研究科長は、前号により選出された教授被推薦者を学長に推薦する。

2 前項に規定する選考方法により難しい場合には、前項の規定にかかわらず医学系研究科長は教授会の議を経て教授被推薦者を学長に推薦することができる。

3 医学系研究科長は、教授予定者が就任に同意しない場合又はその他の理由により教授予定者の就任が不可能となったときは、速やかに教授会に報告する。

(専門委員)

第13条 選考委員会に、選考に関する具体的事項を処理させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、医学系研究科及び附属病院の担当を命ぜられた准教授、講師若しくは

助教又は寄附講座，寄附研究部門，共同研究講座若しくは共同研究部門の教員のうちから数人をもって充てる。

- 3 専門委員は，選考委員会からの推薦により医学系研究科長が委嘱する。
- 4 教授候補者になった者は，専門委員になることができない。
- 5 専門委員の任期は，選考委員会委員の合議により定めることができる。

第3章 准教授及び講師の選考

(申請等)

第14条 准教授及び講師（以下「准教授等」という。）を選考しようとするときは，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める者が医学系研究科長に申請する。

- (1) 専攻分野又は医学部附属病院の診療科 専攻分野主任又は診療科長
- (2) 医学部附属病院の中央診療施設，診療支援部門，薬剤部，医療の質・安全管理部及び先端医療開発センター（以下「医学部附属病院の中央診療施設等」という。） 当該組織の長

2 前項の規定にかかわらず，医学系研究科教授でない者が申請するときは，医学系研究科長（内科学講座又は総合外科学講座の各専攻分野については各講座主任）又は病院長（内科診療センター又は外科診療センターの各診療科については各診療センター長）の連名で申請をしなければならない。

(選考)

第15条 准教授等の選考は，医学系研究科人事委員会（以下「人事委員会」という。）が行う。

- 2 医学部附属病院の中央診療施設等の准教授等の選考は，医学部附属病院が設置する選考委員会が行うことができる。
- 3 人事委員会又は前項の選考委員会は，候補者による講演会を実施の上，最終候補者1人を選出し，教授会に選考結果を報告する。ただし，教育，研究等に関する主張及び抱負等について，応募書類により審査可能と判断できる候補者については，プレゼンテーション動画の確認をもって講演会の実施に代えることができる。
- 4 教授会は，前項の最終候補者について可否の投票を行い，3分の2以上の賛成を得られた者について准教授等被推薦者として選出する。
- 5 医学系研究科長又は病院長は，前項により選出された准教授等被推薦者を学長に推薦する。
- 6 第4項の投票において否とされた場合，人事委員会は，公募から改めて選考を行う。

第4章 助教の選考

(申請等)

第16条 助教（助教（病院）を除く。以下同じ。）を選考しようとするときは，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める者が医学系研究科長に申請する。

- (1) 専攻分野又は医学部附属病院の診療科 専攻分野主任又は診療科長
- (2) 医学部附属病院の中央診療施設等 当該組織の長

2 前項の規定にかかわらず、医学系研究科教授でない者が申請するときは、医学系研究科長（内科学講座又は総合外科学講座の各専攻分野については各講座主任）又は病院長（内科診療センター又は外科診療センターの各診療科については各診療センター長）の連名で申請をしなければならない。

（選考）

第17条 助教の選考は、選考ごとに設置する選考委員会が行う。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって、申請者が設置する。

（1）申請者

（2）医学系研究科の教授 1人

（3）学外者 1人

2 医学部附属病院の中央診療施設等の助教の選考は、医学部附属病院が設置する選考委員会が行うことができる。

3 選考委員会は、医学系研究科の教員として相応しいか否かを審査の上、最終候補者1人を選出し、教授会に選考結果を報告する。

4 教授会は、前項の最終候補者について、可否の審議を行い、可とした者について助教被推薦者として選出する。

5 医学系研究科長又は病院長は、前項により選出された助教被推薦者を学長に推薦する。

6 第4項の審議において否とされた場合、選考委員会は、公募から改めて選考を行う。

第5章 内部昇任

（内部昇任）

第18条 卒の流用の解消による内部昇任については、医学系研究科教授会が別に定める。

第6章 雑則

（規程の疑義）

第19条 この規程の実施に当たり、疑義を生じたときは、その都度教授会に諮り処理する。

（規程の改廃）

第20条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。

附則

1 この規程は、平成28年3月15日から施行する。

2 群馬大学大学院医学系研究科教授選考規程（平成24年4月17日制定）は、廃止する。

3 旧群馬大学大学院医学系研究科教授選考規程第2条に規定により設置された選挙管理委員会及び同規程第3条に規定により設置された選考委員会は、それぞれこの規程により設置された委員会とみなす。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月10日から施行する。